

中 期 目 標 (第 5 期 変 更 案)	中 期 目 標 (第 5 期 当 初)
<p style="text-align: center;">令和5年2月27日付け 厚生労働省発社援0227第5号指示 <u>変更：令和※年※※月※※日付け こ 成 母 第 ※ ※ ※ 号 指 示 厚生労働省発社援※※※※第※号指示</u></p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。</p> <p style="text-align: center;">令和5年2月27日 <u>令和※年※※月※※日 変更 内閣総理大臣 ※※ ※※ 厚生労働大臣 ※※ ※※</u></p>	<p style="text-align: center;">令和5年2月27日付け 厚生労働省発社援0227第5号指示</p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。</p> <p style="text-align: center;">令和5年2月27日 厚生労働大臣 <u>加藤 勝信</u></p>
<p><b>第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割</b></p>	<p><b>第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割</b></p>
<p><b>1～3（略）</b></p>	<p><b>1～3（略）</b></p>
<p>これらを踏まえ、機構は、福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図るという目的の下、我が国が抱える福祉・医療の諸課題を解決する国の政策効果が最大となるよう、第5期中期目標期間においては、施設整備等の資金融資や経営指導などの事業者向け支援、保育士や介護人材の処遇改善により地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現に寄与するとともに、全ての利用者等への福祉・保健・医療情報の一元的かつ正確な情報提供を実施するなど、福祉・医療に関する多様な事業を効果的かつ効率的に実施す</p>	<p>これらを踏まえ、機構は、福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図るという目的の下、我が国が抱える福祉・医療の諸課題を解決する国の政策効果が最大となるよう、第5期中期目標期間においては、施設整備等の資金融資や経営指導などの事業者向け支援、保育士や介護人材の処遇改善により地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現に寄与するとともに、全ての利用者等への福祉・保健・医療情報の一元的かつ正確な情報提供を実施するなど、福祉・医療に関する多様な事業を効果的かつ効率的に実施す</p>

中期目標（第5期変更案）	中期目標（第5期当初）
<p>るものとする。 （別添）「政策体系図」、「一定の事業等のまとめり」及び「機構の使命等と目標との関係」</p>	<p>るものとする。 （別添）「政策体系図」、「一定の事業等のまとめり」及び「機構の使命等と目標との関係」</p>
<p><b>第2（略）</b></p>	<p><b>第2（略）</b></p>
<p><b>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b> 通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとし、1～9の各項目を一定の事業等のまとめりとする。</p>	<p><b>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b> 通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとし、1～9の各項目を一定の事業等のまとめりとする。</p>
<p><b>1～8（略）</b></p>	<p><b>1～8（略）</b></p>
<p><b>9 旧優生保護法補償金等支払等業務及びハンセン病元患者家族補償金支払等業務</b> 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和6年法律第70号）に基づく補償金等及びハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号）に基づく補償金の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国に対して毎月の支払状況等を報告するなど、国と密接に連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努めること。</p>	<p><b>9 一時金支払等業務及び補償金支払等業務</b> 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）に基づく一時金等及びハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号）に基づく補償金の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国に対して毎月の支払状況等を報告するなど、国と密接に連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努めること。</p>
<p><b>第4～6（略）</b></p>	<p><b>第4～6（略）</b></p>